

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成 27 年度 政策経営会議（第 8 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 27 年 7 月 27 日（月） 午後 2 時 10 分～2 時 35 分
開催場所		庁議室
議題		1. 学童クラブ利用料の改定について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課 長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	子ども家庭部長、子ども課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：学童クラブ利用料の改定について

(1) 案件の説明

子どもスキップ条例及び学童クラブ条例に基づく学童クラブ利用料は、平成 12 年度に設定した当初から現在まで、改定を行なっていない状況である。適正な受益者負担を求める観点から現行の月額 3 千円を 5 千円に改定いたしたい。ただし、激変緩和措置として平成 28 年度、29 年度は月額 4 千円とする。同時に、利用希望の高い学校休業日及び土曜日の開始時間を、全学童クラブで現行の 9 時開始から 8 時 15 分開始に早め、また、平日の終了時間については、新一年生応援保育に代わり、平成 28 年度は試行にて 5 か所で通年 19 時までの延長を実施（月額 1 千円）していきたい。条例の施行は平成 28 年 4 月からを予定している。

(2) 主な意見と質疑

副区長：利用者数であるとか運営費はどうなっているのか。

説明者：現在は約 1,600 人の利用がある。学童クラブの運営費は平成 22 年度と 27 年度の比較で約 9,300 万円増加している。

教育長：基本的には賛成の方向であるが、使用料全体を考える中で学童クラブの値上げも考えていくというのが一点。それと試行するスキップにおいては、学校休業日の朝の開場や時間延長時のお迎えなどについて、学校との十分な調整、保護者への周知をお願いしたい。学校側も決まれば応援していきたいと言っている。

説明者：それぞれの学校によるので個々の段取りについては連携をとって調整していきたい。延長については現行利用者にアンケートを行なっており、利用料が上がっても、またお迎えに来ていただくことになっても延長を利用したいという要望が高かった。

委員：施設使用料についてはコストと収入の調査を全施設で行なっている。本件はその調査結果に基づくものではなく、コストに占める利用料収入が低いということでの単独の提案である。

副区長：サービスアップとセットであることの説明ができればよいと思う。5 千円にする時には改めて検討するのか。

説明者：今回 5 千円にするという改正を考えており、3 年後には 5 千円になるものである。

説明者：現行条例は上限 4 千円という規定になっており、利用料を 5 千円にするには延長利用料等を含めると上限 7 千円という改正になる。

説明者：5 千円に上げるのを別判断にすることであれば、条例改正は 4 千円に上げる内容にして、5 千円にするのは別審議という流れになる。

副区長：少し慎重にしたいと思っている。いずれ 5 千円にしたいという程度に留めておきたい。

区長：各区で利用料に差があるが、内容が違うのか。

説明者：内容も若干違うと聞いているが、本区は 3 千円の利用料で手厚いサービスをしているとよく言われている。他区は民間の学童クラブも多くあり、更に高い料金で提供しているということもある。本区は教育委員会の理解のもと学校施設を使っており非常に恵まれた状況で出来ているということである。

委員：今回の提案の経緯を説明すると、使用料 P T では当初子ども課は 4 千円という提案であった。それを使用料 P T の中で、サービスを拡充していくということであれば段階的で

も構わないので 5 千円に上げてもらえないか、ということ私の方から提案した。

副区長：他区を見ると 4 千円というところが多いようであるが。

説明者：利用料の高い区が平均額を上げているが、4 千円が最も多くなっている。他区も上げてくればという考え方もある。

副区長：いきなり 5 千円ではなく、まずは 4 千円で議論をしたほうが良いと思う。

区 長：財政的にはどうなのか。

委 員：4 千円への引き上げではサービス拡充の経費増加分を賄うことができない。試行で拡充していくのであれば 5 千円に上げていくというのが考え方であった。

教育長：値上げ先行に受け止められるのは良くない。4 千円を出して、状況が変わったときにはそうした提案をするということで、子ども・子育て支援法にもとづく施策を打ち出し、住み続けられまちの盤石の体制を整えながら、次のステップの方が良いと思う。

区 長：まずは平均に持っていくということで良いのではないか。

副区長：消滅可能性都市と言われた中で、二段階で上げていくというのは言いにくい面がある。

説明者：財政課長が言ったように、朝早くから受け入れることで差し引きほぼ同じであり、区の収入が増えるわけではない。サービス拡充を負担してもらおうという形である。

教育長：多様な勤務形態に対する受け皿として良いことである。最小限の値上げで、区としては保護者のニーズに応えることを打ち出していき、経済状況等を踏まえ今後検討していくという方がよい。

副区長：月額 4 千円とすることでよろしいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

学童クラブ利用料を改定（月額 4 千円、上限額は 6 千円）するため、条例の一部改正案を第三回定例会に提案する。

会議の結果	1. 学童クラブ利用料の改定について ⇒修正決定
-------	---------------------------------

提出された資料等	1. 学童クラブ利用料の改定について
----------	--------------------